



改正米国特許制度入門

～ いよいよ始まるレビュー制度、日本企業が取るべき対策とは～

平成24年8月3日（金） 10:00～17:00

講師：河野 英仁氏

（河野特許事務所 東京サテライト 所長・弁理士）

◇昨年9月、オバマ米大統領による米国特許法改正法案「America Invents Act」への署名に伴い、米国特許法が約半世紀ぶりに大改正されました。

改正内容は先発明主義から先願主義への移行、及び、特許付与後レビュー制度の導入等を含め非常に多岐にわたります。

法改正に伴い、本年初め米国特許商標庁は実務上重要な規則(案)を公表しました。当該規則(案)は、意見募集期間を経て最終的には本年8月中ごろまでには確定する見込みです。

本講座では、米国改正特許法及び公表された規則(案)のなかで、日本の発明者(出願人)にとって密接な関係があり注意しなければならないポイント、並びに、先願主義制度において理解しておかなければならない重要項目を中心に判りやすく解説いただきます。併せて、本年9月16日からいよいよ施行されるレビュー制度におけるトライアルに備えて日本企業が知っておくべきポイントを解説頂きます。

◇本講座は改正米国特許法の概要を理解したい方々にとって最適な講座です。

■ 開催場所

一般社団法人発明推進協会 研修ルーム

東京都港区虎ノ門2-9-14
発明会館ビル7階

参加料

一般18,000円

会員16,000円（消費税込）

※知的財産のスペシャリストをクリエイトする※

一般社団法人
発明推進協会

知的財産研究センター

定員

60名

■ 申込方法・お問い合わせ先
・当推進協会HP (<http://www.jiii.or.jp>) もしくは
FAXにてお申込みください。

◆検索ワード⇒

一般社団法人 発明推進協会 知的財産研究センター
研修チーム

TEL : 03 (3502) 5439

FAX : 03 (3506) 8788

E-mail : kouza-form@jiii.or.jp

- 7月27日以降にキャンセルされた場合、参加料は理由の如何を問わずご請求させていただきますので予めご了承下さい。